

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

運が良くなる方法！

私の座右の銘は「人生は出会いで決まる」... これは30年近く前にアチーブメント(株)の青木仁志先生から教えていただいた言葉です。人は他者との出会いにより、自分に気づき、運命が変わり、成長していきます。成長とは価値観が変化することであるとすれば、出会いによって人は自分の価値観に気づきます。そして、運とは価値観が導き出すものであるとすれば、「つきあう人を変えれば運が変わる」のだと思います。

● 運は価値観が創る！

人の価値観には「性格(種類)」と「位相(レベル)」があると言われます。人は置かれた環境により、「家族の価値観」「地域の価値観」「国の価値観」「時代の価値観」「年代の価値観」「性別の価値観」等、多様な種類の価値観を身につけます。例えば親と子の価値観の違い、戦勝国と敗戦国の価値観の違い、男女の価値観の違い... それらは同じ環境が作り出した共通の価値観ですから、お互いを尊重しながらお互いの立場に立ち、お互いに理解をし合う努力をしなければなりません。

そして、自分の価値観だけに囚われず他者を理解するために必要なのが価値観のレベルです。それが組織の中では「価値観の種類は多様なほど組織に幅が出る。しかし価値観のレベルは高くないと組織は成り立たない」と言われる所以なのです。高い価値観の特徴とは「自己本位か相手本位か」「順境本位か逆境本位か」「現在本位か先行本位か」「表面本位か内容本位か」... つまり、その人がすべての場面で、常に自分と相手の関係性を相手の立場から捉えられるか？逆境に陥った時にこそ自分と向き合い成長できるか？将来を中心に現在の在り方を考えられるか？表面だけを繕うことなく本質に迫れるか？で判断できると言われます。

成功した人は必ず成功した原因を「運が良かった」と言います。それは宝クジのように偶然舞い込んできた「運」ではなく、その人の日々の生き方(価値観のレベルの高さ)が創り出した「運」なのです。

● 運を良くする方法

「運」を良くする大原則は「運の良い人と付き合う」「運の悪い人とは付き合わない」ことなのです。でも、この単純で簡単な法則を守ることが実は非常に難しいのです。なぜなら、価値観のレベルの低い人ほど、同レベルの人たちと親しい関係性を作りやすいからです。一緒に居て話の合うストレスを感じない似通った価値観のレベルの人たちと「群れ」を作りたがります。何が大切で、何を求め、何を目指しているのか、という芯の通った生き方や明確な価値観が確立していないために、ただ単に居心地の良い相手と群れることにより安心を得ようとするのです。価値観のレベルの高い人は群れません。自立して自分の生き方を実践すると同時に、明確な価値観のベクトルに合った人たちとの「人脈」を作ります。「人脈」とは価値観という血の通った繋がりであり、単なる「群れ」とは似て非なるものなのです。

職員に常に伝えるのは「付き合う相手を選びなさい」ということです。暗い人、元気がない人はもちろんですが、普段は優しく楽しそうに思える人でもイザという時(追い込まれたとき)に本質が垣間見えます。そんなときに、言葉で相手を冷やす人、愚痴や不平不満を言う人、他人を非難する人はツキを持ち合わせない運のない人なのです。

あなたは、他人の不平不満を自分の不満と重ね居心地の良い群れの中に安住していませんか？

私は不平不満を発した人とは二度と付き合いません。そして運が良くなるように... 厳しく追い込まれた時こそ自分自身と真正面から向き合うことを心がけています。

◆NISA制度(平成27年度税制改正)

平成26年1月から非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以下、「NISA（少額投資非課税制度）」という。）が開始されていますが、平成27年度税制改正で制度が拡充されるとともに、新たに若年層への投資の裾野を拡大する観点から、「ジュニアNISA」が創設されることになりました。今回は、「（成人）NISAの拡充」と「ジュニアNISAの概要」についてご紹介します。

●（成人）NISAの拡充

現行のNISAにおいては、年間の投資上限額が100万円（非課税投資総額500万円＝100万円×5年間）でしたが、平成28年から120万円（同総額600万円＝120万円×5年間）に引き上げられました。これにより、毎月10万円ずつ積立てた場合、年間120万円の限度額いっぱいまで投資が可能となり投資額の増加が期待されています。

●ジュニアNISAの概要

現行のNISA制度の利用状況を見ると、中高年の投資経験者が大半を占めており、若年層や投資未経験者の利用が少ないのが現状です。そこで、若年層等への投資の裾野を拡大することで、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ることを目的として「ジュニアNISA」が創設されました。これにより、高齢者に偏っている膨大な金融資産を成長資金へ動かす契機にすることや長期投資の促進が期待されています。

■制度の概要

項目	内容
利用可能な方	・0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	・80万円（5年間で最大400万円）
非課税対象	・上場株式、公募株式投信等
投資可能期間	・平成28年4月から平成35年12月末まで ※平成35年以降も口座開設者が20歳に達するまでは非課税保有を継続可能
非課税期間	・投資した年から最長5年間
口座開設手続き	・マイナンバーを提出して口座開設手続きを行なう ※平成28年1月1日から口座開設手続き開始
運用管理	・原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用する ・災害等のやむを得ない事情が生じた場合を除き18歳まで払い出し不可

注1) ジュニアNISA口座は1人1口座です。

注2) ジュニアNISA口座開設後は、原則、金融機関の変更はできません。

注3) 収益（売却益・配当等）が発生した場合は非課税となりますが、損失が発生した場合でもその損失はないものとみなされます（損益通算や損失の繰越控除は適用できません）。

注4) 20歳以降は自動的にNISA口座が開設されます。

●ジュニアNISAと贈与税との関係

この制度を利用する際に贈与税との関係を念頭に投資額を決定する必要があります。もし、子供や孫の為に金銭等で暦年贈与をしているような場合は、ジュニアNISAの拠出額も同じ贈与という括りに該当するため贈与合計額がいくらになるか確認する必要があります。例えば、現金80万円の贈与に加えてジュニアNISAに80万円を投資した場合には合計額は160万円となり、贈与税の基礎控除額110万円を超えた50万円には贈与税が課税されることになるため注意が必要です。

今後、投資をお考えの方やご不明点がございましたら担当者までお問い合わせ下さい。

★ 神は細部に宿る

日本を初のW杯本戦に導くなど、日本サッカー界の牽引役として常に新しいことに挑戦しているFC今治オーナー・岡田武史さん。2010年、南アフリカの地で2度目のW杯に臨み、指揮官としてベスト16に導く中で掴んだ勝敗を分ける超一流の意識」とは...

※ 対談相手はDNA研究の世界的権威で筑波大学名誉教授の村上和雄先生です

(岡田) 監督は試合に際してどの戦術をとるかを判断しなくてはいけない立場です。

だけど答えはないわけです。とことん考えても答えは出ない。結局頼るのは何か？勘なんです。

大事なのはその勘を選択する勇気ですね。こんなことをしたらまたマスコミに叩かれるとか、そんなことを考えて下した判断はいい結果を招かない。

反対に、無心に近い状態でぼっと浮かんだ考えを選択すると、ものすごい確率で当たるんです。

選手時代もそうでした。無心で試合に臨んでいたら、一度も決めたことのない左足のミドルシュートが見事に決まった、といったことを僕は何度か経験しました。

フローとかゾーンとかいわれますが、トップアスリートは皆それを知っているのではないのでしょうか？

(村上) それは科学の発明、発見の世界でも同じです。

岡田さんのそういう直感は、やはり練習の積み重ねの中で出てくるのですか。

(岡田) これはあくまで私見ですけど、僕の場合は本で学んだことも少なからず影響しているような気がします。読書好きでサッカー以外の本も結構読むのですが、読んだ本の一節が、サッカーの試合中に僕の意識の中で化学反応を起こし直感に繋がるのではないかと。

(村上) 監督の判断は勝敗を決する上で大きなウェイトを占めますから、日頃からの研鑽も欠かせないわけですね。

(岡田) そのことで申し上げれば、勝敗についてメディアや評論家は決まって戦術論、システム論ばかり言います。もちろん、それも大事ですが、勝負を分けるのは8割、9割が私たちの意識ですよ。「ミスしても大丈夫」とか「俺一人くらいいいだろう」とか、そういう選手が1人でもいたら試合に負けるんです。

2010年のW杯の前、日本代表選手は敵地での試合で1勝もしていませんでした。その時、僕は録画した試合の様子を編集して選手たちに見せました。すると、1人の選手が大丈夫と楽観視して蹴るのに失敗したとか、すべてがそういうミスなんです。戦術、システムの問題は一つもない。僕はこういうことにうさくて、「君らが手を抜いて運を掴み損ねてW杯で負けたらどうするんだ」と常に檄を飛ばしました。

神は細部に宿るといというのは、本当にそのとおりなんです。

.....

私たちの戦いの場である経営でも同じことが言えると思います。

売上を上げるために、利益を出すために、人をうまく使うために...「どうやれば良いのか」という手法や戦術ばかりに興味を示す社長がいらっしゃいます。しかし、戦術論やシステム論はそれぞれの会社のおかれた環境や体質やレベルにより異なってきます。「どうやるか(戦術)」は大切ですが、その前提として「何が大切か(理念)」「なぜやるか(目的)」を明確にして、全社でそれを共有して社員の意識のベクトルを合わせることが大切になります。そのためのツールが「経営計画」なのです。そして経営計画を活用して「Plan・Do・See」の経営サイクルを循環させることが「経営する」ということなのです。

★ 悩める相続第6弾！

今月は「相続ケーススタディ第6弾」をお送りいたします。内容は先日、中小企業のオーナー社長Aさんからあったご相談です。

● 父の死後に発覚

Aさんは3年前に父の後を継ぎ社長に就任しました。「会社離れができない父親」からやっと会社を引き継ぎ、社長業も板に付いてきた矢先に会長が突然亡くなってしまいました。社長業をやっと引継ぎ、これから相続のことを考えようと思っていたところでした。

亡くなった会長には遺言がなかったので、母や姉、妹と遺産をどう分割するかを話し始めたところ、相続手続きを依頼した弁護士から「亡くなられた会長には認知した子どもがいました」と伝えられ驚愕したのです。弁護士によるとその子どもは遺産の受け取りを希望しているとのことでした。

● 突然の婚外子

相続では被相続人（死亡した人）の遺言がない場合には、相続人全員による遺産分割協議が必要です。つまり、相続人は全員で遺産のうち何を、誰に、どれだけ相続させるかについて話し合いをしなくてはならず、前提として遺産を全て洗い出し、法定相続人にあたる人を確定する必要があります。

そして、遺産分割協議の内容については全ての相続人の合意が必要です。

更に、遺産分割協議書を作成し、相続人全員が署名し、実印を押さなければなりません。

当然、財産の洗い出しにも時間がかかりますが、今回のAさんのように想定していなかった相続人の出現がトラブルの大きな原因となります。

典型的な例は、被相続人が以前結婚していた時の子どもや、生前に認知した婚外子になります。

遺産分割や相続税の申告などの相続手続きでは被相続人が生まれてから死亡するまでの全ての戸籍謄本が必要となりますが、これは想定外の相続人が存在していないか、戸籍謄本を見て確認するためです。

● 遺産分割、同等の権利！

前婚の子ども、認知した婚外子には、後の婚姻時の子どもや婚内子と同等の法定相続分が認められています。最低限の相続分である遺留分に関しても同様です。

婚外子の法定相続分は長い間、婚内子の半分とされていましたが、2013年の最高裁の違憲判決を受けた民法改正で同じ割合になりました。

婚外子にも法的に婚内子と同等の権利が認められている訳ですから、分割協議に加わるという婚外子の要請は断れません。勿論、相続分が減るのが嫌だからといって婚外子を除いて遺産分割協議をしても無効になります。

とはいえ、長く父と暮らし、一緒に会社を守ってきたAさんにすれば、関係が疎遠な婚外子と相続分が同じということは納得しがたいのです。婚外子と直接話ができればいいのですが、通常は難しいと思います。

Aさんの父親は婚外子の存在を明かさぬまま死亡してしまいましたが、それは相続トラブルの火種を大きくするだけです。争いを防ぐには、遺言で婚外子を認め、遺産分割の方法を指定しておく必要があります。



㈱横浜総合フィナンシャルの西尾です！

A社長のところでは、何とか事業承継をされたのですが、遺言や自社株対策などの相続対策まで至らないうちに会長が亡くなられてしまいました。やはり、事業承継対策や相続対策は早い準備が必要になります。社長、「そろそろ会社離れ」の時期ではありませんか？

今月の一言…“良薬は口に苦し”

いま、あなたが不幸な状態にあるならば、
それはあなたがそうなるように仕向けた結果です。
逆に、今あなたが幸運に恵まれているなら、
それはあなたがそう仕向けた結果です。 (J・マーフィー)

解説は何も必要ない真理だと思います。自分の人生はすべて自分の選択なのです。
幸福も不幸も、すべては私たちの心の在り処なのです。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じた
ことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 8 9)

- ★ 自分が立つ位置は重要だと思います。位置を一步変えるだけで、今までとは全然違う景色が見えてきます。それは、今よりも素晴らしい景色かもしれないし、見たくなかった景色かもしれません。それでも今までとは違う何かは見えてきます。状況によって、どうしてもここから動けないという場合もあるかもしれません。でも前後左右、半歩でも位置を変えれば違う何かが見えるかもしれません。ベストとはいかなくても、ベターな位置を見つけていきたいです。そのためには、色々な角度から試してみることが必要ですね。 (KARINO)
- ★ にわか相撲ファンの母を連れて国技館に行ってきました。2人とも初めてのことで。十両の土俵入りから見ると張り切る母に、4時間も相撲見るの!?!と最初は戸惑いましたが、あまりにも嬉しそうなので黙って着いていきました。始まってしまえばあっという間。パンフレットを見ながら力士を勉強して、さらに「にわか」度合いを増長! 大声で応援したり、拍手したり。幕内の頃には旦那も合流して楽しい時間を過ごしました。直に見る迫力はテレビでは分かりませんね。もう少し勉強してまた見に行きたいと思います。 (YAMAMOTO)
- ★ 9月10日、11日と年に一度の業界団体の研修に参加してきました。今年のテーマは『生産性の向上』。私達会計業界も他の業界と同じく、人材不足がこの1年で急激に進み、採用に苦慮する時代となりました。限られた人材の中で、いかにして効率的に仕事をこなすのか? 若い人たちから【魅力ある仕事】として捉えてもらい新規の採用に繋げる上でも、生産性を向上することは、これからの時代、全ての業種に通じた課題と言えます。改めて、人材を【人材】とするための仕組みが必要だと考える機会となりました。 (TOCHIKURA)
- ★ ネパールへの出発3日前にこの原稿を書いています。このニュースがお手元に届く頃には、順調にいけば高度順応と最後の休養が終わり、いよいよマナスル(8156m)へのアタックがスタートする頃かもしれません。予定通りならば9月25日~30日の間に登頂を目指します。人生初のデス・ゾーン(8000m超の世界)、山頂に急に降り立てば15分で絶命する酸素が地表の三分の一の地球のてっぺん... 家内に「なんでそんなところに行きたいの? バカじゃないの」と言われますが、未知への憧れは人という生物のDNAに刷り込まれた特性なのかもしれません。若い頃の、「人類初」から「自分初」へと求める未知のレベルは下がりましたが、まだまだ「頭のおかしい自分」は健在です(笑) そう! 『頭のおかしい奴らが未来を拓く』... 若い頃の命を懸けた登攀の世界で骨の髄まで叩き込まれた「成功と成長の法則」です。



んでそんなところに行きたいの? バカじゃないの」と言われますが、未知への憧れは人という生物のDNAに刷り込まれた特性なのかもしれません。若い頃の、「人類初」から「自分初」へと求める未知のレベルは下がりましたが、まだまだ「頭のおかしい自分」は健在です(笑) そう! 『頭のおかしい奴らが未来を拓く』... 若い頃の命を懸けた登攀の世界で骨の髄まで叩き込まれた「成功と成長の法則」です。
気をつけてデス・ゾーンを体験してきます。 (IZUMI)

TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成27年10月27日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第7回「人事労務トラブル(未払い残業、解雇、監督署調査等)と解決策(労務管理方法)」

講師：グレースコート社労士事務所 代表 伊藤 絢一

日時：平成27年10月29日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 4期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)日本エスクロー信託

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります